

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七号

### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「~~氏名~~<sub>(印)</sub>」を「~~氏名~~」に改める。

別記様式第一号の二中 「~~氏名~~<sub>(印)</sub>」を「~~氏名~~」に改める。

別記様式第一号の三中 「~~証明者~~」を「~~証明者~~」に改める。

別記様式第二号の三、別記様式第二号の四及び別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「~~氏名~~」を「~~氏名~~」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。